

ふくい県民活動・ボランティアセンター 情報誌

Navi

Information

No.63

2016.3

特集

ふくい県民活動・ボランティアセンター リニューアルオープンから3年!

NPO活動の支援に加え、ボランティア情報提供等の機能を強化した「ふくい県民活動・ボランティアセンター」にリニューアルオープン(H25.4)してからもうすぐ3年になります。

ふくい県民活動・ボランティアセンターでは、引き続き県民のみなさまのさまざまな社会貢献活動を支援していきます。

数字から見る! ふくい県民活動・ボランティアセンター

(数字は H25.4 ~ H28.2 末まで)

相談件数

約11,600件

NPO法人の設立、運営相談
やボランティア相談など



この他にも、ふくい県民活動・ボランティアセンターでは、社会貢献活動を行う団体のみなさまに会議室(要予約)や、関係図書、パソコンをご利用いただくことができます。ぜひ、ご活用ください。

施設利用数

◆印刷室

約3,100人

※紙折り機・ページセッターなども
ご利用いただけます。



◆情報・交流コーナー

約16,500人

※打ち合わせや情報交換、
資料の閲覧などに
ご利用ください。



ふくい県民活動・ボランティアセンターのメールアドレスが変わりました。

f-npo-c@pref.fukui.lg.jp (@以下が変更になりました)



定住・交流人口拡大の事業を応援します

～がんばる県民共働グループ応援事業～

県では、県民が力を合わせて人口減少に歯止めをかけるため、地域の小規模な団体やグループが行うU・Iターンや交流人口の増加につながるような取組みを支援します。

- 【助成対象事業】 定住人口・交流人口拡大のため団体が行う新規事業
- ・ 地域外の方々を対象とした交流事業
 - ・ 複数の団体が共に行う新たなイベント・事業
 - ・ 従来の活動範囲を拡大し、県域や市町の単位を越えて実施する事業

【支援額】 上限30万円(補助率1/2)

【募集期間等】 平成28年4月頃(予定)。詳細は、県女性活躍推進課ホームページに掲載します。

こちら⇒ <http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/joseikatuyaku/index.html>

【問合せ先】 福井県総合政策部ふるさと県民局女性活躍推進課 県民共働グループ

TEL 0776-20-0237 E-mail joseikatuyaku@pref.fukui.lg.jp



団体の活動をPRしてみませんか？

県内のNPO団体において、まだまだ知名度は足りないものの、地域に根差した活動や、先進的な活動など、すばらしい活動はたくさんあります。より広く情報を提供し、活動をPRすることで、もっとたくさんの方に活動を知ってもらいたいと考えています。

平成28年4月より、AOSSA7階(県民活動・ボランティアセンター横)に『大学連携センター』が開設されるにあたり、大学生へ社会貢献活動への参加を促したり、また、社会貢献活動に関心のある企業に県内で活動する団体を紹介し、退職予定者や従業員のみなさんへ活動への参加の呼びかけを行います。

「ボランティアを募集したい」「企業とのネットワークを構築したい」という団体のみなさんは、下記の記入例を参考に必要事項をメールでお知らせください。皆さんからお寄せいただいた情報をもとに、NPO活動を紹介していきます。

様式等こちらからダウンロードできます。(http://info.pref.fukui.jp/danken/npo/)

①団体名

イメージ

⑬写真

写真

②活動内容

④～⑫

(団体概要)

③メッセージ

記入例

- ①団体名称
②活動内容(大きく3事業程度と、その詳細200文字程度)
③メッセージ(参加者大募集、など)
④活動分野
(NPO法に掲げられた20分野から主なもの2つまで)
⑤活動目的(100文字程度)
⑥活動開始時期
⑦会員数
⑧活動場所
⑨住所 ⑩代表者
⑪連絡先 ⑫URLなど
⑬活動が分かる写真(2～3枚)【キャプション入】

団体概要

【問合せ先・提出先】 福井県民活動・ボランティアセンター
TEL:0776-29-2522 E-mail:f-npo-c@pref.fukui.lg.jp

ボランティア 応援企業活躍中!

Vol.
4

～福井県ボランティア応援企業
認証特別賞受賞企業活動紹介③～

福井県企業等ボランティア社会貢献連絡会(通称:Fパネット)では、ボランティア活動に積極的な企業(団体)を認証しています。今回は、前回に引き続き、認証を受けた中から継続的に多くの活動を実施している企業(団体)として今年度に特別賞を受賞した企業(団体)の活動内容(平成26年度)を紹介します。



福井県ボランティア応援企業(団体)認証制度
認証ロゴマーク

受賞企業 福井信用金庫

- ▶ クリーンなペットボトル回収運動 (通年)
各営業店へペットボトルを持参すると10本につき1ポイント進呈、貯めたポイントで景品と交換
- ▶ ペットボトル回収収益金を環境ふくいCO2削減貢献事業に全額寄付
- ▶ 環境ボランティア打ち水大作戦参加(8/3 福井駅前電車通り 10人)
- ▶ 福井わんぱくフェアでエコ教育実施(5/3～4 福井運動公園 10人)
- ▶ すこやか福井でエコ教育を実施(11/29 15名)
- ▶ 所轄警察の協力で「振込め詐欺撲滅街頭キャンペーン」を実施(10/25 エルパ・ベル・アルプラザ鯖江 56人)
- ▶ 使用済切手、書き損じハガキの収集寄付 (通年)
- ▶ 駅の清掃活動実施(6/21 県下66鉄道駅 330人)
- ▶ 24時間テレビ募金活動(8/31 未来プラザふくしん 23人)
- ▶ 外貨コイン募金(通年 ユニセフへ寄付)
- ▶ 生活困窮者自立促進支援センターへの緊急食糧支援(4/18)



エコ教育



振込め詐欺撲滅街頭キャンペーン

すばらしい活動を多数実施され、広く地域や環境に貢献しています。

他にも県内の多数の企業(団体)がボランティア活動を実施・支援しており、認証を受けています。詳しくはFパネットホームページをぜひご覧ください。

Fパネット 応援

検索

また、現在、平成28年度の認証企業を募集しています。企業・団体としてボランティア活動の実施や、ボランティア活動への支援を実施されている企業・団体のみなさまは、ぜひ下記までお問い合わせください。

企業としてボランティア 活動を実施

(例)河川・近隣地域等の環境美化活動、福祉施設への慰問、地域イベントへの参加等、ボランティア休暇制度の導入、など

ボランティア活動への 支援を実施

(例)ボランティアポイント制度への協賛、ボランティア活動等への寄付(物品を含む)、ボランティア基金等への寄付、その他ボランティア活動促進に資する活動を実施、など

お問い合わせ先

福井県企業等ボランティア・社会貢献連絡会(通称:Fパネット)事務局
(福井県社会福祉協議会内) TEL:0776-24-4987 FAX:0776-24-0041

県内NPO活動紹介

平成27年度
県民社会貢献活動功労者知事表彰
虎尾 宜治 氏

概要

左内公園：福井市左内町7

訪れた方が心地よい公園に

毎日の活動を始めて20年以上

福井市の中心市街地から一つ橋を越え、住宅が並ぶ左内町の一角、そこに左内公園はあります。その名前の通り、公園に入るとまず目に留まるのが、幕末の偉人・橋本左内の銅像です。左内の墓所もあり、左内のゆかりの地として、地域の方に親しまれています。

公園の中央は大きな広場となっており、公園の面積は6,066㎡と市内の公園の中でも広い面積を有しています。

この公園を、雪の積もる冬場を除き、天気の良い日に毎日草刈りを行っているのが、公園の近所にお住いの虎尾さんです。午前中から夕方5時のチャイムが鳴るまで、自分の体が空いている時は、草を刈る。この活動は20年以上にわたります。

虎尾さんは退職後、ただ家でのだんびりとテレビを見ているだけではだめだと思い、健康のため、また地域への恩返しのためこの活動を始められました。左内公園は、県内外から左内ゆかりの地として訪れる方がおり、その際に気持ち良く過ごして欲しいとの思いがあったそうです。

この広い公園全般にわたって草刈りを行っていますが、特に気を使って刈っているのが、左内の墓所の周りです。墓所の前は苔がきれいに敷き詰められており、機械を使えないところであること、また左内の墓を目当てに公園に来られる方がいるため、気を配っています。



墓所の前

体が続く限り、続けていきたい

左内公園は保育園の子どもたちも頻繁に利用しています。草がのびていると子どもたちがつまずいて危ないこと、また、公園の木は老木で、腐った枝が落ちてくることもあり、そういったことにも気を使っています。



活動の写真

これだけ広い公園のため、たまに数時間程度作業するだけではとても追いつかず、また、草刈機など使わず根からしっかり刈らないとすぐに生えてきてしまうそうです。左内公園では、地域の方中心に左内まつりや、墓前祭などが行われており、行事の前に地区で清掃活動を行っています。また普段も地元の人や近所の方が時々来られて掃除をされています。

時々、ご苦労さんと声をかけてくれる人もいますし、清掃に来てくれる人もいますが、基本はずっと一人です。「しゃべりながらするより、一人で黙々としている方が効率も良いですからね。自分の健康のためだと思ってしていることですし、草刈りをして公園がきれいになったな、と自分が喜んでいるだけです」と虎尾さん。

近所の人の中にも草刈りに来てくれている方が少しずつ増えているそうです。「今年は暖かいので、早く草が伸びてきそうです。根がはる前に刈っておかないといけませんね。これからも体が続く限り活動をしていきたいです」と笑顔で語ってくれました。

平成27年度

県民社会貢献活動知事奨励賞

「織田小学校生活支援ボランティアの会」

概要

問合せ先: 越前町立織田小学校
事務局: 担当 安井 秀明
TEL: (0778) 36-0019

「ボランティア先生」と児童に親しまれ活動

地域の子どもは、地域で守ろう!

越前町にある織田小学校は、木の香り優しい木造校舎で清楚な明るさを持った佇まいです。

この織田小学校の児童のために何かお手伝いしたいという有志が集まり活動しているのが、平成15年10月に発足した「織田小学校生活支援ボランティアの会」です。

同会の代表の河上さんに話をお伺いしました。

メンバーは、50歳代から70歳代で約20人です。みんな織田地区が大好き、子どもが大好きなメンバーです。

「地域の子どもは地域で守ろう!」という気持ちから有志が集まり、安全で楽しく、成長ある学校生活が送れるよう、黄色い揃いのジャンパーを着て活動をしています。

年間を通じて様々な活動をしています。春、新学期の始まりは、メンバーの中で当番を決め、毎日学校に行きます。新しく学校生活を始めた新1年生の制服から体操服への着替えの手伝いが、登校とともに始まります。引き続き、低学年の子どもたちの朝読書のお手伝いをし、週に2回程度は紙芝居も行っています。その後、授業が始まり、学習の支援も行います。図工の時間にカッターやのこぎりなどを使う場合などは、特に気をつけているとのこと。

下校時には地区ごとに分かれて、子どもの家の前まで付き添っています。時には、下校と合わせて子どもたちと一緒に楽しみながらゴミ拾いもしています。



「まちたんけん」の様子

「子どもたちから、『ボランティア先生』と呼ばれ、教室の黒板にも、今日のボランティア先生の名前が書かれているんですよ。『ボランティア先生ありがとう会』もしてくれて、喜びもいっぱいです。」と、うれしそうに話してくれました。

子どもたちとの交流が
より良い地域づくりへ

学校行事のお手伝いも、学校と協力しながらやっています。



ジャガイモ植えの様子

農業体験の際には、子どもたちと一緒に、苗の植え方から収穫までのお手伝いをしています。サツマイモやジャガイモ、大豆、落花生、トマト、きゅうりなどを育てます。秋の「やきいも大会」では、子どもたちと一緒に新聞紙とアルミホイルに包んだサツマイモを焼き上げたり、一緒に歌を歌ったりしています。

秋には2年生が「まちたんけん」をします。地域の商店、工場、神社など、子どもたちが分かれて行動することになるので、引率のお手伝いをします。

学校生活や学校行事などいろいろな場面で子どもたちと一緒に活動をすることで、子どもたちと心の交流ができます。「学校だけでなく、地域においても、子どもたちからあいさつをしてくれ、私たちも、声かけをし、地域の子どもと大人のふれあい、コミュニケーションの場が広がっています。私たちも子どもたちと交流ができ、元気をもらっています。これからもがんばりますよ。」と、話してくれました。

NPO法人の解散について知っておこう

NPO法施行から17年経過

平成10年12月にNPO法が施行されてから17年以上経ち、初期に設立した法人の中には、目的をすでに達成した、社会情勢の変化等により活動が必要なくなった、社員の高齢化により活動の継続が難しくなったなどの理由から、解散を考えるとところもあり、手続きについて問い合わせをいただくことも増えてきました。

解散にあたっては一般的に、定款の定めにより社員総数の4分の3以上の賛成が必要ですが、活動休止状態になり時間が経過してしまうと、社員総会の開催も難しくなります。

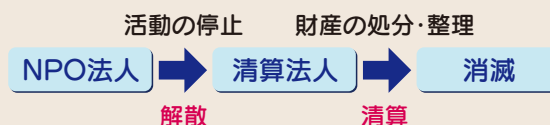
解散を考えている方はもちろん、そうでない方も解散の流れだけは一度確認しておきましょう。

NPO法人の解散と清算

法人は解散し、残った財産を整理するための清算手続きをすることで、その権利能力を失います。

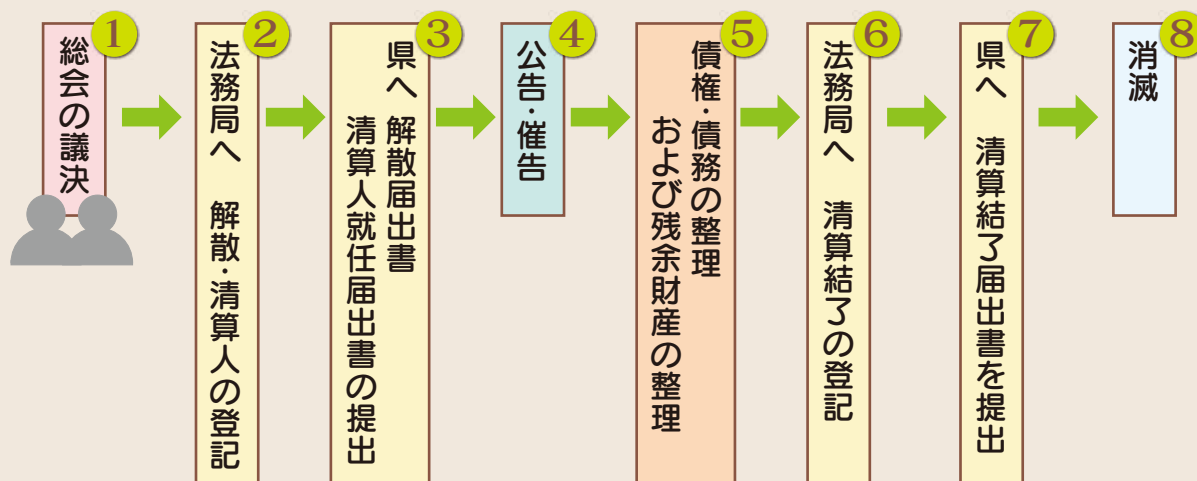
つまり、法人が消滅するためには、活動の停止を示す「解散」手続きと、財産の整理をする「清算」手続きが必要です。清算は清算人を登記し、裁判所の監督の下で行います。

「解散」は、あくまでも法人に関する法律関係と残余財産の整理をする段階に入ったという意味であり、解散したからといって直ちにNPO法人としての責任がなくなるわけではありません。



NPO法人解散の手続き

解散の事由によって、その流れは異なります。今回は最も多い「社員総会で解散を議決」した場合についての手続きをご説明します。



1 総会の議決の場合は理由は問わず、社員総数の4分の3以上の賛成が必要(定款の定めによる)

4 公告(知られざる債権者へ) 催告(判明している債権者へ)
※公告による債権申し出の催告の期間は、2ヶ月以上必要です。

5 ◆債権・債務の整理
債権者へ債務の弁済
債務者へ債権の取立て
◆残余財産の整理
帰属先 ※NPO法第11条第3項
(定款で定めた第三者へ譲渡)

* ②、⑥の手続きの詳細は法務局へ相談ください。

解散・清算手続きをスムーズに行うため、なるべく早めに
ふくい県民活動・ボランティアセンターにご相談ください。

マイナンバー取り扱い注意点について、もう一度確認!



利用範囲は限定

法律に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定されています

その1 取得の際は…

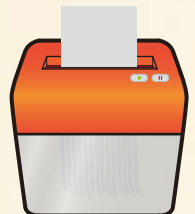
- ① マイナンバーの利用目的を明確に伝える
- ② 『個人番号カード』または、『通知カード + 写真付身分証明書(例: 運転免許証など)』で本人確認

その2 利用の際は…

- ① 扱う担当者を決める
- ② 机の上に置きっぱなしにするなど、他者の目にふれないよう注意する
- ③ マイナンバー記載の書類提出の際は、記録を残すようにしましょう

その3 保存の際は…

- ① マイナンバー記載の書類はカギのかかるところに大切に保管
- ② マイナンバーが保存されているパソコンがインターネットに接続されている場合はウイルス対策を
- ③ 不要なマイナンバーは復元不可能な程度にシュレッダーなどで廃棄(そのままゴミ箱に捨てない!!)



助成金情報

● 老後を豊かにする ボランティア活動資金

- 【対象団体】 ① ボランティアスタッフ10~50名程度
② 活動実績2年以上 など
- 【対象事業】 ① 高齢者を対象とした生活支援サービス
② 高齢者と他世代の交流を図る活動
③ 高齢者による地域環境の改善活動 など
- 【助成金額】 1件あたり 10万円(上限) 120グループ程度
- 【応募期間】 5月31日(火) 必着

(財)みずほ教育福祉財団
福祉事業部
申込み 問合せ先 ☎ 03-3596-4532
FAX 03-3596-3574
<http://www.mizuho-ewf.or.jp/>

ボランティア関連情報

● 障がい者スポーツを支える ボランティアを募集しています!

- 【ボランティア登録条件】
県内在住または県内に通勤・通学している方
申し込み日現在で満18歳以上
(未成年者の場合は保護者の同意が必要) など
- 【活動内容】
会場設営、後始末
選手が競技をする際のサポート
聴覚障がいのある選手に対する情報支援 など

しあわせ福井スポーツ協会
申込み 問合せ先 ☎ 0776-43-9712
FAX 0776-43-9713
<http://hfsa291.net/bank/>

💡 助成金情報をもっと知りたい方は

- その1 ふくい県民活動・ボランティアセンター
ホームページで検索(随時更新)
- その2 メルマガに登録(月2回情報をお届け)

💡 ボランティア情報を

もっと詳しく知りたい方は

社会貢献活動支援ネット

<https://www.navi-fukui.jp/>

お知らせ

●事業報告書の提出はお忘れなく

NPO法人は、法律により事業年度終了後3か月以内に事業報告書を所轄庁(県)に提出する必要があります。提出が遅れ続けると、県から督促書の送付や裁判所への過料請求と段階を経て、最悪の場合、認証の取り消しが行われることもあります。事業報告書は忘れずに提出してください。

また、役員変更(再任も含む)があった場合は「役員変更届出書」の提出も必要です。

提出書類の様式は、ふくい県民活動・ボランティアセンターのホームページからダウンロードできます。(http://info.pref.fukui.jp/danken/npo/)



問合せ先 ふくい県民活動・ボランティアセンター
☎ 0776-29-2522 ✉ f-npo-c@pref.fukui.lg.jp

一緒にチェック!

●事業報告書用チェックリストをご活用ください。

事業報告書作成時に記載漏れなど確認いただけるようチェックリストを作成しました。

ふくい県民活動・ボランティアセンターのホームページからダウンロードすることができますので、事業報告書作成の際にご活用ください。



※主な提出書類のチェックリストもありますので、そちらもご活用ください。

●会計・税務相談

計算書類の作成や税金の申告などの会計書類について、専門家(税理士)による個別相談会を開催します。

- 【対象】NPO法人または社会貢献活動を行っている団体
- 【開催日】4月6日(水)、5月11日(水)、6月1日(水)
- 【時間】13:30~16:30の間(完全予約制)
1法人当たりの相談時間は45分程度
- 【相談料】無料
- 【申込み】各相談日の前週の金曜日までに電話かメールでお申込みください(先着順)
- 【協力】北陸税理士会 福井支部

申込み
問合せ先 ふくい県民活動・ボランティアセンター
☎ 0776-29-2522
✉ f-npo-c@pref.fukui.lg.jp



NPO・ボランティアに関するご相談は…

ふくい県民活動・ボランティアセンター

住所 〒910-0858 福井県福井市手寄1丁目4-1 (AOSSA7階)

TEL 0776-29-2522

FAX 0776-29-2523

E-mail f-npo-c@pref.fukui.lg.jp

開館時間 火曜日~金曜日 9:00~21:00
土曜日・日曜日 9:00~17:00

休館日 月曜日、祝日(祝日でも土・日は開館)、年末年始

アクセス JR北陸本線「福井駅」より徒歩1分
えちぜん鉄道「福井駅」より徒歩1分